平成28年8月1日発行
第45号
発行者：佐々木英子
税理士事務所

2016
8

税務トピックス

当事務所は、幸いなことに、相続税の申告に毎年数多く携わらせていただいています。

この相続税に関連して、先日（7月12日）、法務省民事局参事官室は、法制審議会がまとめた「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」を公表し、意見の募集を始めました。このことから、近い将来、相続税法の改正が行われることが濃厚であると**推測**されます。

今回は、この試案の中から2点のみ抜粋してご紹介いたします。

なお、ここでご紹介する内容は、**現時点ではあくまでも「案」であるという点、ご留意ください**。

配偶者の法定相続分の見直し（案）

この中間試案における遺産分割に関する見直しでは、現行の法定相続分は配偶者の貢献の反映が不十分との批判があることから、**「配偶者の法定相続分の見直し」**が記載されました。現行法では、婚姻期間に関係なく、子供等の有無によってのみ法定相続分が決められています。

この試案の中で示された方向性は、下記の2つの内容です。

第1案

一つ目は、被相続人の財産が婚姻後に**一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やす**という案。

第2案

二つ目は、婚姻成立後、**一定期間（例えば20年、30年）が経過した場合に、一定の要件（例えば当該夫婦の届出）のもとで、又は当然に、法定相続分を増やす**という案。

自筆証書遺言の利便性向上

相続対策では「公正証書遺言」の作成が最も望ましいのですが、近年は家庭裁判所における「自筆証書遺言」の検認件数が増加傾向といわれ、「自筆証書遺言」の利便性向上が検討されています。

具体的には、「自筆証書遺言」において、「財産の特定に関する事項」は、**対象を特定するための形式的な事項でありすべての自書が煩雑なことから、自書でなくてもよいものとする案**が検討されています。

また、作成後の紛失や相続人による隠匿・変造を避けるために、**自筆証書遺言の原本の保管を公的機関（例えば法務局、公証役場、市区町村など）に委託する制度の創設も検討**されており、保管された遺言書については家庭裁判所の検認を要しないこととされるなど、**公正証書遺言に近づけた制度設計が検討**されているようです。

今回ご紹介した試案は、現時点ではあくまでも案であり、今後意見の集約・調整等が行われ、数年後の国会で改正法案として審議が行われることが見込まれています。今後、最新の情報が揃いましたら、改めてご提供してまいります。